2026年11月４日

株主各位

会　社　名　株式会社ＡＮＡＰホールディングス
代 表 者 名　代表取締役社長　川合　林太郎
（コード：3189・東証スタンダード）
問 合 せ 先　取締役 経営管理本部長　根岸　良直
電 話 番 号　03-5772-2717

第35期定時株主総会の継続会の開催について

当社は、2026年11月26日開催予定の第35期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、以下の報告事項について、決算手続き、会計監査人の監査報告の受領などの所要の手続き （以下、「決算関連手続き」といいます。）を完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

【報告事項】
１．「第35期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」
２．「第35期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類の内容報告の件」 （以下、併せて「第35期報告事項」といいます。）

しかしながら、2026年10月23日付調査報告書を踏まえ、会計監査人による2025年8月期における減損損失の会計処理及び2026年8月期における事業再編損の会計処理について適正性に係る調査及び決算への影響の有無についての慎重な検証に時間の要しており、株主総会資料の電子提供措置の開始期限までに適正な決算関連手続きの完了は難しいと判断いたしました。そのため当社は本総会において、招集通知に添付されている計算書類及び会計監査人の監査報告書、監査役の監査報告書については適正に調査

報告書を反映すべきと判断し、別途本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第35期報告事項のご報告をさせていただくとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下、「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

なお、本総会における決議事項として上程されている議案についても、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。 本総会において本提案をご承認いただきましたのちに、当社は本継続会の開催ご通知を株主の皆様にご送付し、本継続会を開催させていただく所存であります。なお、本継続会は本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

上記の通り、報告事項に係る第 35 期「事業報告」「連結計算書類」「計算書類」「会計監査人の監査報告」「監査役会の監査報告」につきましては、本総会に係る電子提供措置事項におけるインターネット上の各サイトには掲載しておりません。これらにつきましては、決算手続きの完了後、本継続会の開催決定に際し、電子提供措置をとり、株主の皆様にご提供申し上げることといたします。

以上

証券コード　3189
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日　2026年11月４日）

株　主　各　位

東京都港区南青山四丁目20番19号
株式会社ANAPホールディングス
代表取締役社長　川　合　林太郎

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第35回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.anap.co.jp/ir/information/holders/
上記ウェブサイトにアクセスして、プルダウンより
「第35回定時株主総会」を選択しご覧ください。

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または
証券コード（3189）を入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご覧ください。

　なお、本総会にご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年11月25日（水曜日）午後７時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号　朝日生命宮益坂ビル
渋谷サンスカイルーム ５階Ａ室

３．目的事項

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

第３号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第４号議案　取締役６名選任の件

以　上

〜〜〜

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

（1）提案の理由

① 業務の効率化を図るため、第３条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から東京都新宿区に変更するものであります。

② 当社の現行定款第６条に定める発行可能株式総数は18,400万株であり、2026年９月30日現在の当社発行済株式総数は118,537,300株となっております。第２号議案のストック・オプションとして新株予約権の発行に係る議案が本株主総会において原案通り承認可決されることを条件として、今後の当社事業再生や事業拡大に備えた機動的な資本政策、資金調達を可能にするため、現行定款に定める発行可能普通株式数を18,400万株から40,000万株に変更するものであります。

③ 上記の変更は、2026年12月１日をもって、その効力が生じるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は2026年12月１日経過後、これを削除します。

(2) 変更の内容
変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１条～第２条 ＜省略＞ （本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。 第４条～第５条 ＜省略＞ （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、184,000,000株とする。 （発行可能種類株式総数） 第７条　当会社の発行可能種類株式総数は、次の通りとする。 ・普通株式　174,000,000株 ・Ａ種種類株式　10,000,000株 第８条以下省略	第１条～第２条 ＜省略＞ （本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。 第４条～第５条 ＜省略＞ （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。 （発行可能種類株式総数） 第７条　当会社の発行可能種類株式総数は、次の通りとする。 ・普通株式　390,000,000株 ・Ａ種種類株式　10,000,000株 第８条以下省略 附則 第３条の変更は、2026年12月１日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は2026年12月１日経過後、これを削除する。

第２号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

本議案は会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、確定金銭報酬とは別に、その具体的な内容及び算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。なお、第４号議案「取締役６名の選任の件」が原案の通り承認可決されますと、割当を受ける当社取締役は４名（社外取締役を除く）となります。当社取締役への新株予約権の割当数は、8,500個を上限とします。業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、経営を推進するインセンティブを与えるものとして、役位・職責・当社の業績等を総合的に勘案し、取締役会で決定しており、その内容は相当なものであると判断しております。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

ストック・オプションとして発行する本新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）が全て行使された場合に増加する当社普通株式数は1,800,000株であり、2026年９月30日現在の発行済株式総数118,537,300株に対する割合は約1.52％となります。第10回新株予約権、第11回新株予約権、第12回新株予約権に係る潜在株式と本新株予約権を合算した潜在株式数は58,076,200株となり、発行済株式総数に対する割合は約48.99％となります。

当社グループは2020年８月期以降７期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、2019年８月期以降８期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当連結会計年度においても、営業損失（△2,191百万円）、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が継続しております。

当社グループとしては早期に、収益基盤の確立に向け一丸となって取り組むべきタイミングであります。人材確保の観点から、モチベーションアップと定着も踏まえて、社外取締役及び監査役を除く役員全員並びに現状の社員全員に割当を予定しております。

当社グループとしては早期に、収益基盤の確立に向け一丸となって取り組むべきタイミングであります。人材確保の観点から、モチベーションアップと定着も踏まえて、当社及び当社子会社の取締役並びに従業員を対象として本新株予約権の割当てを予定しております。

当社グループは、事業構造改革及び収益基盤の再構築を進める重要な局面にあり、企業価値の向上及び業績回復の実現には、役員及び従業員一人ひとりが株主の皆様と同じ視点に立ち、中長期的な企業価値向上に取り組むことが重要であると考えております。本新株予約権は、株価上昇による利益を株主の皆様と共有することで、企業価値向上への意識を一層高めるとともに、優秀な人材の確保及び定着を図ることを目的としております。また、現金支出を伴わないインセンティ

ブ制度として、当社の財務基盤への影響を抑えながら役職員の業績向上に対する意欲を高め、グループ一体となって業績回復及び企業価値向上に取り組む体制の強化に資するものと考えております。

そのため、このような希薄化率を踏まえても、本新株予約権を発行することは、新株予約権対象者の貢献意欲を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益にも貢献することから、株式の希薄化による影響は合理的な範囲にとどまるものと考えております。

2．本株主総会の決議の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の内容及び数の上限等

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,800,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

② 新株予約権の総数

18,000個を上限とする。

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は8,500個を上限とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③ 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は権利行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整することができる。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から２年を経過した日より10年間以内の範囲で、当社取締役会にて定めるものとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ア．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記「ア」の資本金等増加限度額から上記「ア」に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑦　新株予約権の行使に関する事項

ア．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限

りではない。
イ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
ウ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
エ．本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑧　新株予約権の取得の条件

ア．当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
イ．当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑨　新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

⑩　組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

ア．合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
イ．吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
ウ．新設分割
新設分割により設立する株式会社
エ．株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
オ．株式移転
株式移転により設立する株式会社

⑪　新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑫　新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルによるオプション価格算定モデルを用いて算定する。

⑬　新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。

第３号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2026年９月30日付の第三者割当増資による新株式発行により、資本金の額が16,872,473,210円、資本準備金の額が16,802,473,209円に増加しております。今般、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。また、当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額31,939,246,944円を計上しておりますことから、この欠損金を補填し、財務体質の健全化及び早期復配を実現できる体制を整えるため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少しますので、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、１株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

１．資本金の額の減少の内容

（１）減少する資本金の額

当社は、2026年９月30日付の第三者割当増資による新株式発行により、資本金の額が16,872,473,210円に増加しております。資本金の額のうち16,772,473,210円を減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

（２）資本金の額の減少が効力を生じる日

資本金及び資本準備金の額の減少は、本議案が承認された後、債権者異議申述手続きが完了する日以降を効力発生日とする。

２．資本準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額

当社は、2026年９月30日付の第三者割当増資による新株式発行により、資本準備金の額が16,802,473,209円に増加しております。資本準備金の額のうち16,702,473,209円を減少して100,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

（２）資本準備金の額の減少が効力を生じる日

資本金及び資本準備金の額の減少は、本議案が承認された後、債権者異議申述手続きが完了する日以降を効力発生日とする。

３．剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生後のその他資本剰余金の額33,474,946,419円のうち、31,851,883,246円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損金の補填に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は０円となります。

（１）減少する資本剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　31,851,883,246円

（２）増加する利益剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　31,851,883,246円

第４号議案　取締役６名選任の件

取締役６名は本総会終結の時をもって任期満了となり、つきましては取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かわい　りんたろう 川　合　林太郎 （1971年１月５日）	2002年１月　住友商事㈱ロシア現地法人ZAO SUMITRADE 2005年10月　㈱KasperskyLabsJapan 代表取締役 2020年12月　アリア㈱顧問 2021年６月　フルグル合同会社　代表社員(現任) 2021年９月　㈱イフィネクスジャパン 代表取締役社長(現任) 2025年３月　当社 代表取締役会長 2025年７月　当社 代表取締役社長（現任）	－株
2	やまもと　かずひろ 山　本　和　弘 （1968年７月１日）	1998年10月　パリバ銀行（現BNPパリバ銀行）東京支店 2000年５月　BNPパリバ証券会社東京支店 2002年４月　HVBキャピタル証券会社（現・ウニクレディト銀行の証券子会社）東京支店 2007年10月　㈱ディー・エヌ・エー 2009年９月　クロノス・キャピタル合同会社代表社員（現任） 2023年４月　㈱ジェリービーンズグループ　社外取締役 2025年２月　㈱ANAPライトニングキャピタル代表取締役社長(現任) 2025年３月　当社 取締役副社長（現任）	－株
3	みやはし　いちろう 宮　橋　一　郎 （1961年３月10日）	1985年４月　日本アイ・ビー・エム㈱ 2009年12月　㈱シマンテック 2011年９月　㈱KasperskyLabsJapan 2022年５月　㈱イフィネクスジャパン 執行役員CTO 2025年３月　当社 取締役IT管理本部長兼社長室長（現任） 2025年４月　㈱ANAPライトニングキャピタル取締役(現任) 2025年10月　㈱ANAP取締役、㈱AEL取締役、㈱ARF取締役(現任)	－株
4	ねぎし　よしなお 根　岸　良　直 （1961年３月５日）	2003年６月　イノテック㈱　取締役管理本部長(CFO) 2004年６月　㈱バーテックススタンダード 取締役管理本部長(CFO) 2012年１月　バーテックススタンダードLMR合同会社職務執行社員 2012年１月　モトローラソリューション㈱取締役(CFO) 2012年１月　モトローラソリューション韓国(CFO) 2015年６月　㈱ユニバーサルエンターテインメント 取締役管理本部長(CFO) 2017年８月　㈱セレブレクス 入社 2018年９月　ジュピターアソシエイツ合同会社設立 代表社員(現任) 2025年７月　当社入社、執行役員経営管理本部長 2025年10月　㈱ANAP取締役、㈱AEL代表取締役、㈱ARF代表取締役(現任) 2025年11月　当社 取締役経営管理本部長（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	ゆのき　ようすけ 柚木　庸輔 （1979年12月18日）	2004年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）静岡事務所 2010年11月　税理士法人タックスアイズ 2012年６月　公認会計士・税理士柚木庸輔事務所開業(現任) 2016年８月　㈱YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS設立代表取締役(現任) 2024年５月　㈱ジェリービーンズグループ監査役 2025年３月　当社 取締役（現任）	－株
6	うらやま　ひろし 浦山　周 （1980年８月８日）	2008年12月 弁護士登録（新61期） 2008年12月 北浜法律事務所・外国法共同事業 入所 2012年８月 金融庁監督局証券課　出向 2014年10月 証券取引等監視委員会事務局（証券検査官）併任 2015年７月 弁護士法人中央総合法律事務所　入所（現任） 2020年11月 デジタル証券準備株式会社（現デジタル証券株式会社）監査役（現任） 2025年８月 株式会社レグコンパス　代表取締役（現任） 2025年11月 当社 取締役（現任） 2026年８月 ACG Management Japan株式会社　監査役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．柚木庸輔氏及び浦山周氏は、社外取締役候補者であります。
３．柚木庸輔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、公認会計士としての深い知見を有しており、財務・会計に関する専門性を活かして、当社の取締役会の実効性向上等に貢献いただくことを期待するものであります。その在任期間は本総会終結の時をもって１年８か月となります。
４．浦山周氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、弁護士としての観点から、独立性をもって経営を監督いただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの充実を図ることを期待するものであります。その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
①被保険者の範囲
当社(及び子会社）の役員及び管理職従業員
②保険契約の内容の概要
被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
６．当社は、柚木庸輔氏及び浦山周氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
７．当社は、柚木庸輔氏及び浦山周氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号
朝日生命宮益坂ビル
渋谷サンスカイルーム　５階Ａ室
TEL 03－3406－2085



【交通：渋谷駅】

ＪＲ各線	ハチ公改札 宮益坂口より	徒歩約５分
東京メトロ銀座線	明治通り方面改札より	徒歩約４分
東京メトロ半蔵門線・副都心線	宮益坂東改札 Ｂ３出口より	徒歩約５分
東急東横線・田園都市線	宮益坂東改札 Ｂ３出口より	徒歩約５分

（お車でのご来場はご遠慮ください）